

太陽光発電システム点検商法に関する相談が当センターで急増！

事業者による突然の点検勧誘には冷静に対応しましょう！

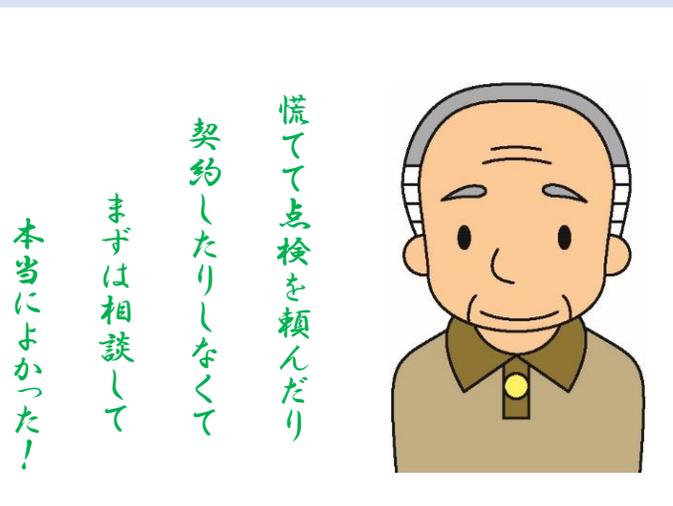
・「突然訪ねてきた業者から、太陽光発電システムの点検が義務化された。放置すれば火事になる」って言われて…



国民生活センターから太陽光発電システムの点検商法に関する注意喚起が出てますよ。気をつけて下さいね！



慌てて点検依頼や契約などせず、周囲の信頼できる方に相談しましょう！



ひとことアドバイス

突然訪ねてきた事業者と契約をしてしまった場合でも、契約内容を記載した書面を受けとってから**8日以内**であれば、特定商取引法が規定する**クーリング・オフ**により、**無条件契約解除**ができます。

もし書面を受け取ってから**8日間**が過ぎてしまった場合でも、消費者契約法が規定する**不実告知**（間違った情報を消費者に伝え契約させる手口）**取消権**により、契約を取り消せる場合があります。

お困りの際は、諦めずに消費生活センターにご相談ください。

- ※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。
- ※ 国民生活センターからも同様の注意喚起広報誌が発行されました。そちらも合わせてご覧ください。

または

消費者ホットライン 局番なし

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

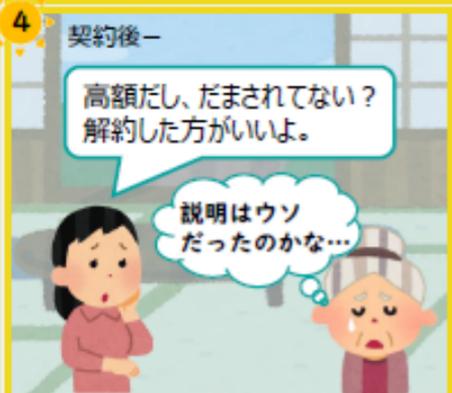
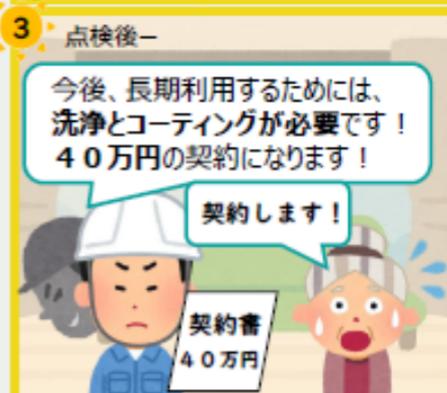
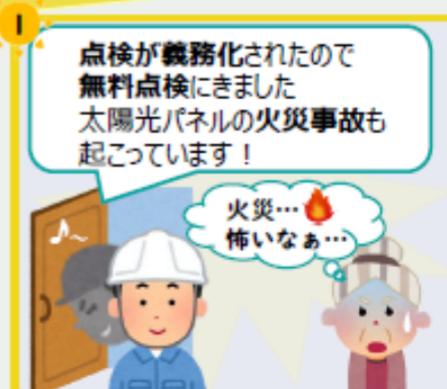
相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます

太陽光発電システムの 点検商法が急増！

「点検が義務化された」という勧誘トークには慎重に！



- ✳️「点検が義務化された」などと言われても安易に契約しない！
- ✳️ まずは点検の要否を確認する！
- ✳️ 契約をする場合は、複数社から見積もりを取り検討する！

不安に思った場合は、「188」に相談！



独立行政法人
国民生活センター (2025年6月)